

環境影響評価準備書に対する知事意見

119

扇島パワーステーション

I 総括事項

扇島パワーステーション（以下「本件事業」という。）は、株式会社扇島パワーが、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、横浜市鶴見区扇島1番5外の面積約140,000平方メートルの区域（以下「実施区域」という。）に、天然ガスを燃料とする出力407,100キロワットの発電機3機、合計出力1,221,300キロワットの火力発電所（発電所計画敷地面積約72,000平方メートル）を建設し、運営しようとするものである。

実施区域は京浜臨海地域の埋立地に位置しており、西側が横浜港鶴見航路に、北側が京浜運河に面し、東側には扇島石油基地株式会社が、南側には東京ガス株式会社扇島工場が隣接している。近傍には、工場や運輸・流通等の事業所のほか複数の火力発電所が立地している。

実施区域周辺は、かつて深刻な大気汚染の被害を受けた地域であり、これまで窒素酸化物等の総量を削減するため固定発生源対策やディーゼル車排出ガス規制等の取組を進めてきているが、未だ大気環境基準や横浜市及び川崎市の大気環境に係る目標が十分に達成されていない。こうした状況において、実施区域の近傍では、今後、大量の大気汚染物質の排出が見込まれる発電所の新設や増強が計画されている。

また、実施区域周辺の海域では、ほとんどの調査地点で全窒素、全燐は水質環境基準に適合していない。赤潮発生件数についても横ばいで推移し、状況は改善されていない。

本件事業は、このような地域において新たに大規模な発電所を建設する事業であり、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、事業の実施に当たっては最大限の環境保全対策を講じ、影響をできるだけ軽減するよう努める必要がある。

また、京都議定書の目標達成に向け、二酸化炭素の排出量削減のための取組が進められている中、特に排出量の多い事業者については積極的な対応を期待するところである。

したがって、事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

- 実施区域周辺の大気環境の改善が十分でないこと、さらに、現に多くの発生源が存在している中で、今後の発電所の新設や増強による大気環境の悪化を住民が懸念していること、これらを十分に認識して窒素酸化物等の排出量の一層の削減に努めること。
- 住民の懸念を払拭するため、環境影響評価や環境保全対策の内容、検討経緯等について住民の視点に立って具体的かつ丁寧に説明し、また、環境監視結果を積極的に公開していくこと。
- 二酸化炭素を大量に排出する新たな施設であることから、地球温暖化防止対策

に積極的に取り組むこと。

II 個別事項

1 大気質

(1) 予測における周辺環境の考え方について

今後稼働が予定されている他の発生源からの影響を可能な範囲で把握し、それらが準備書で行っている予測及び評価にどのような影響を与えるかについて検討し、説明すること。

(2) 発電設備に係る窒素酸化物の排出抑制対策について

ばい煙処理設備を含む発電設備については最新の窒素酸化物排出抑制技術のものを採用すること、また、起動時や停止時の非定常運転及び定常運転のいずれの場合においても適切な運転管理及び維持管理を行い脱硝効率を維持することにより、窒素酸化物の排出抑制に努めること。

(3) 煙突高さについて

窒素酸化物の寄与濃度は煙突高さによって変化するため、計画している煙突高さの妥当性を、より高くした場合と比較することなどにより、検証すること。

(4) 搬出入車両による環境負荷の低減について

工事中及び供用時の資材等の搬出入の輸送経路としている池上新町交差点周辺

は未だ大気環境が十分に改善されていないため、陸上交通による環境負荷を可能な限り低減する必要がある。このことから、準備書に記載している環境保全対策の確実な実施に加え、状況により経路を分散するなどの環境保全対策を行うこと。

2 水質

閉鎖性水域である東京湾への排出負荷を低減することが求められることから、プラント用水に添加するスケール防止剤等に窒素、磷等水質汚濁物質の少ない薬剤を使用することや、適切な排水処理施設の管理等により、排水による負荷を可能な限り抑制すること。

3 動物

重要な種であるショウリョウバッタモドキの生息環境には、1年生及び多年生の様々なイネ科の草地が必要であることから、そのような草地になるよう状況に応じた維持管理を行うこと。

4 温室効果ガス等

計画の施設は二酸化炭素排出原単位が小さく、排出原単位の大きい既存施設と置き換わることによって二酸化炭素の排出削減につながることを、住民の意見に対する見解等で説明しているが、そもそも二酸化炭素を大量に排出する新たな施

設であると認識し、適切な運転管理及び維持管理を行うなど排出抑制に最大限の努力を行うこと。

5 その他

(1) 環境監視結果の情報提供について

環境監視により得られる情報は、地域の環境保全に役立つものと考えられるので、積極的に公開すること。また、公開する情報の公正性を確保するため、外部チェックの実施など社内体制を整備すること。

(2) 検討経緯の説明について

ア 環境保全措置として工事中及び供用時の関係車両台数を低減することとしているが、代替案との比較など、この措置の検討経緯を丁寧に説明すること。

イ 発電設備の選定においては、それが最善の選択であることを十分に説明すること。

ウ 低周波音の調査を求める住民の意見に対し、計画地最寄りの住居が約2.1km離れていることをもって生活環境に及ぼす影響はほとんどないとしているが、その検討経緯を丁寧に説明すること。